

将来の学術情報流通交渉における研究者の権利宣言

Declaration of Researcher Rights in Negotiating the Future of Scholarly Communication

(仮訳)

我々は研究者として、学術出版と学術コミュニケーションの転換に向けた努力を全面的に支持します。学術情報流通は、学術活動の核心的な部分を制限する現在のシステムから、あらゆる学術成果を自由かつ無制限にアクセスできるオープンなエコシステムに向けて、転換すべきです。

我々はこの転換を、研究者の利益に最大限に資するように実現したいと考えています。研究者の関心事を具体的に示すことで、学術を推進する際の中心的なニーズを効果的に伝えられるよう、我々はここに、研究コミュニティにおいて承認された、〔将来の学術情報流通交渉における研究者の〕基本的な権利と原則を示します。

これからのオープンな学術コミュニケーションが実現するために、出版社やその他の主体との契約は、以降に示す条項に則るべきです。

第1条 研究者は、あらゆる付属資料やデータを含む全ての学術成果に即座、自由、かつオープンにアクセスする権利を有する。

第2条 我々が学術成果にアクセスできる権利には、特別なライセンスや制限なく、コンテンツおよびメタデータを即座、自由、かつオープンに発見し、利用する権利が含まれる。これが実現するためには、コンテンツおよびメタデータが共に、機械可読でなければならない。

第3条 我々が学術成果にアクセスできる権利は、過去に出版された学術成果に遡って適用される。これが実現するためには、研究者が過去に発表した研究成果に対する著作権を取り戻すことができる必要がある。

第4条 将来の世代は、あらゆる付属資料やデータを含む、全ての既出版の学術成果にアクセスする権利を有する。これが実現するためには、図書館や独立リポジトリ、その他の学術インフラが、あらゆるコンテンツを自由かつ独立して、長期保存できなければならない。

- 第5条 研究者には生来、オープンライセンス (CC-BY, CC0 など) を利用する権利が備わっている。これにより研究者は、自身の全ての学術成果を〔自由に〕発表、掲載、共有することができる。これが実現するためには、あらゆる出版社が留保条件や例外規定、追加費用なく、オープンライセンスを論文投稿時に付与する必要がある。
- 第6条 研究者は、自身の学術成果のあらゆるバージョンを、法的・技術的制約なく、公的または機関のリポジトリにデポジットする権利を有する。この権利は、留保条件や例外規定、追加費用なく、論文投稿時に付与されるべきである。
- 第7条 研究者は、学術成果のインパクトやコンテキストを解釈するために本質的に重要な各種指標やその他のメタデータに、自由かつオープンにアクセスできる権利を有する。これが実現するためには、学術成果の引用や利用状況、外部コンテンツとの連携状況に関する指標が、即座、自由、かつオープンに利用できる状態になければならない。
- 第8条 出版社やその他サービスプロバイダとの契約は、完全な透明性を有し、いかなる非開示条項も有さず、公開されなければならない。これにより、研究者や社会は契約内容を独立して評価することが可能となる。
- 第9条 研究者は自身の研究成果を、経済的障壁 (論文掲載料 (APC) やその他の出版費用) なしに、自身が望む、研究コミュニティにおいて確立した発表媒体に掲載をする権利がある。
- 第10条 研究者や学術機関、図書館は、自身の使命と研究者の基本的な権利に沿う学術出版社やその他のサービスプロバイダと、優先的に関係を持つ権利を有する。

(2021年8月1日発表。 DOI: [10.5281/zenodo.5013929](https://doi.org/10.5281/zenodo.5013929))

(訳作成：船守美穂, translated by Miho Funamori)